

■訪問看護やリハビリテーションの評価強化 厚労省老健局

- ・令和6年度の介護報酬改定において、訪問看護など4つのサービスの改定が6月1日に施行された。

(6月に介護報酬改定が行われた4サービス)

- ・訪問看護・訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション・居宅療養管理指導
- ・上記4サービスは医療機関と密接な関係があることから6月の診療報酬改定と時期を合わせる形となった。

- ・新たな加算と見直し

訪問看護では、医療ニーズの高い利用者への対応として「専門管理加算」(月250単位)を新設。緩和ケアや褥瘡ケアなどの専門的管理を評価する。また、「初回加算」を見直し、医療機関介護保険施設から退院・退所した日に初回訪問した場合の区分「I」を新設し、月350単位とした。

訪問リハビリテーションと通所リハビリテーションでは、退院後の連続的なりハビリテーションの提供を促進するため、退院時共同指導加算(600単位)を新設。リハビリテーション事業所の理学療法士らが医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行うことを評価する。

- ・居宅療養管理指導については、全ての指導費を1単位引き上げるとともに、薬剤師による医療用麻薬持続注射療法加算(1回当たり250単位)や在宅中心静脈栄養法加算(同150単位)を新設。適切な薬物療法を後押しするための措置が取られる。これらの改定を通じて、訪問看護やリハビリテーションの質を高め、利用者の医療ニーズに適切に対応する体制が整備されることが期待されている。

※詳細は下記の資料をご参照ください。

令和6年度介護報酬改定における改定事項について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230329.pdf>